

オープンデータと官民データの動向

庄司 昌彦 ●国際大学 GLOCOM 准教授

官民データ活用が全国自治体で推進され、関連法案成立が見込まれている。オープンデータを基盤にラウンドテーブルの試みやスーパーシティ構想も進み、個人情報を活用する情報銀行も事業開始の予定だ。

■「官民データ活用推進」計画と「デジタルファースト法」

2016年12月に成立した「官民データ活用推進基本法（官デ法）」は、政府がデータ活用を進めることの意義や体制などを明確化し、さまざまな分野にまたがって国や自治体、企業などが保有するデータの活用を進め、「個性豊かな地域社会の形成や新事業の創出、国際競争力の強化」などを目指すものである。これにより特に、オープンデータを含む多種多様で大量の官民データを活用する環境を整備し、AIやIoTを活用したビジネス創出や行政の効率化などが進むことなどが期待されている。

●データ“活用力”強化が狙い

これまでには一般に、データを「所有」することが企業の競争力の源泉になると考えられてきたが、この法律が目指すのは、価値あるサービスを作るために必要な官民データを企業が適切な場所から使いやすい形式や低コストで調達し、自社データと掛け合わせて有効活用できるようなデータ「活用力」の強化である。グローバルな巨大ネット企業によるデータの寡占化が問題となっているが、そうした企業がまだ保有していないデータは多種多様にある。たとえばこれまで遅れていた医療や

教育、福祉などの分野でもデジタル化や標準化が進み、地域社会の隅々にまでIoT環境が整備されていくようになっていくと、法律が目指すところに近づいていくことが可能となるだろう。

●都道府県／市町村で進む計画策定

そしてこの法律に基づき、政府は2017年5月にIT戦略とともに官民データ活用推進基本計画を策定し、2018年にはそれらを改定して「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を定めた。官デ法は、政府だけではなく都道府県にも「都道府県官民データ活用推進計画」の策定を義務付けており（市町村は計画策定の努力義務）、都道府県では静岡県や徳島県、区市町村では横浜市や港区などが先駆けとなり、各地で計画策定が進んでいる。この動きを支援するために政府は計画策定の手引きや、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」、「推奨データセット（AED・介護サービス事業所・医療機関・指定緊急避難場所の一覧等）」といった文書を続々と作成しているところだ。

●「デジタルファースト法案」成立の見込み

また政府は「官民データ活用推進基本計画」の重点分野に「電子行政分野」を挙げ、2017年5

月に「デジタルガバメント推進方針」を定めた。その中では「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」「官民協働を実現するプラットフォーム」などの方針を示した。この方針に沿って、個人情報やさまざまなデータのデジタル形式での取り扱いを第一とする「デジタルファースト」を具体化させるため、政府では「デジタルファースト法案」の検討が進んでおり、2019年の国会で成立する見込みである。

これにより、添付書類の撤廃や、押印などの本人確認手法の見直し、手続きのオンライン化がさらに進むことになる。この法律も官デ法と同様に、官民連携部分のデジタル化を通じてデータ流通やデータ活用がしやすい社会への大きな転換点になるだろう。

■オープンデータ政策のさらなる進展と「取り組み格差」

官民データ活用を進めるうえで基盤となるのが、オープンデータ政策である。「誰もが、いかなる目的でも、自由に使用・編集・共有できるデータ」と定義されるオープンデータを行政機関が積極的に提供し、その民間利用を進める取り組みは、東日本大震災（2011年）の教訓を踏まえた「電子行政オープンデータ戦略」（2012年）から始まり、着実に進展してきた。

全ての府省のオープンデータを入手できるデータカタログサイト「DATA.GO.JP」には、2万4000件以上（2018年12月現在）が登録されているほか、政府CIOのウェブサイトでは活用事例集「オープンデータ100」や、オープンデータに取り組んでいる地方自治体の一覧表なども提供されている。また、全ての府省のウェブサイトが準拠している「政府標準利用規約（2.0版）」という利用規約では、掲載情報は原則として、全て出典を適切に表記すれば、自由に改変したり営利で利用した

りすることができるウィキペディアと同等のオープンデータとしている。

●官民当事者と有識者が一堂に会し議論する「ラウンドテーブル」の試み

2018年1月からは、「オープンデータ官民ラウンドテーブル」という新しい取り組みが始まった。オープンデータの提供を希望する企業が、利用したいデータの種類や内容、使い道など具体的なニーズを表明し、そのデータを所管する府省の担当者が提供の可否や、関連する現在の取り組み、提供を実現するための課題などを説明し、有識者とともに議論するというものである。政府が民間のニーズを聞く仕組みはこれまでもあったが、官民の当事者と有識者が一堂に会し、議論や相談をするという「双方向性」がラウンドテーブルの特徴である。民間企業から要望されたデータの分野は、観光／訪日外国人、公共交通、交通事故／犯罪、地質、防災、土地／不動産、農業など多岐にわたる。

2018年に3回行われた官民ラウンドテーブルでは、担当府省にとってデータの二次利用は「目的外利用」であり外部から要望されるまで積極的に進める意義を感じにくいこと、一部のデータはすでに国の外郭団体などが独占的に販売しており、その団体のビジネスモデルとの調整が必要になるケースがあることなど、共通の課題も明らかになってきた。政府は今後、この「オープンデータ官民ラウンドテーブル」という手法が各府省や地方自治体でも行われるように普及促進していく予定である。

●「オープンデータ格差」解消のため自治体職員育成に注力

このほか、政府では総務省が中心となって地域でオープンデータを推進する自治体職員の育成に

力を入れている。先進自治体の職員や政府が委嘱した「オープンデータ伝道師」などと連携し、オープンデータ未実施自治体が多い地域を中心に、必要な知識の習得から実際の取り組みにつなげるところまでを支援する研修事業を展開している。

オープンデータに取り組んでいる都道府県は2018年3月に100%となり、現在は市区町村の取り組みを増やしていくことが課題となっている。2018年9月現在で取り組み市区町村の数は316自治体で、全体の18%である。しかし取り組み市区町村の割合を都道府県別に比較すると、上位の福井県（100%）、静岡県（74.3%）、神奈川県（54.5%）と下位の高知県（0%）や鹿児島県・群馬県・山形県（2%台）の間に大きな差が生じている。今後は上記の取り組みによって「オープンデータ格差」を解消していくことが求められる。

■「スマートシティ」「スーパーシティ」実現に向けて

日本では人口減少や過疎が大きな課題となっているが、世界的には都市への人口集中が進んでおり、「21世紀は都市の時代」と考えられている。都市人口の割合を表す都市化率は欧米で70~80%に達しており、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）は2050年には世界人口の66%が都市に住むことになると予測している。都市への人口集中は、過密化や、多様な人々の共存に伴うさまざまな社会問題の原因となるため、世界的にはこうした都市問題への対応の必要性が増している。

●「スマートシティ」実現に情報通信技術を活用

そこで、近年のビッグデータ処理技術の向上やオープンデータ政策の浸透を背景に、企業や研究者、市民団体などは、情報通信技術の活用場として、都市への関心を強めている。

技術を活用して住みよい環境を実現した都市を「スマートシティ」と呼ぶ。ただしスマートシティとは、雲を突き抜けるような高層ビルが立ち並び、ロボットが歩き回り、自動運転車が走ったりするようなハード面の整備にとどまらない。世界各地のスマートシティプロジェクトで目指されているのは、環境負荷の低減や交通問題への対応、ワークライフバランスの実現や文化的多様性の実現など、ソフト面でも高度な目標を実現する都市である。

●アムステルダム市で進む「シェアリングエコノミー」

さまざまなモノやサービスの稼働状況を把握し、そのデータをマッチングに活用するなど、都市におけるシェアリングエコノミーの推進もスマートシティ化の一環と位置づけられる。

オランダのアムステルダム市は、市民団体と協力し、2015年2月に「アムステルダム・シェアリングシティ」を宣言した。さまざまなものをシェアできるアプリを提供したり、カーシェアやライドシェアの導入も進めたりしており、その結果、配車プラットフォームのUber（ウーバー：本社はアメリカ合衆国）は欧州本社をアムステルダムに置いている。また同市と民泊サービスのAirbnb（エアビーアンドビー：本社はアメリカ合衆国）は協定を結び、同市が宿泊税を徴収し、その中から寄付も行える制度を設けている。

2017年には「シェアリングシティアライアンス」を発足させ、都市単位でのシェアリングエコノミーの推進と、日本も含むシェアリングシティ同士の連携も始めている。また北京や上海、深セン（センは土編に「川」）など中国の諸都市でも自転車のシェアやライドシェア、配送サービスのシェア、物品のシェア、スキルのシェアなどで活発な起業とサービス開発を通じたシェアリングエ

コノミーの進展が都市の風景や都市生活のあり方を変えている。

●国内で注目される「交通最適化サービス」

日本国内では、データ活用を進めることで公共交通機関を含むさまざまな移動手段の最適化を行うMaaS (Mobility as a Service: サービスとしてのモビリティ) が注目を集めている。MaaSのコンセプトで作られたアプリを使うと、目的地に向かうための多種多様な交通手段が、運行状況や混雑度などの情報を高度に活用して示され、予約や決済、その他の情報サービスもアプリ上で行うことができる。既存の路線検索サービスでも鉄道やバスを組み合わせた検索は可能であるが、レンタサイクルやタクシー、カーシェア、ライドシェアなど、MaaSのほうが選択肢が広い。

先進地であるフィンランドのヘルシンキ市のスマートフォンアプリ「Whim」が代表例であるが、日本でも2018年11月からトヨタが西日本鉄道と組んで福岡にて実証実験を開始した。鉄道、バス、タクシー、自転車シェア、自動車、レンタカー、徒歩といった交通手段が組み合わせられており、利便性が高い。使用されているデータは、公共交通の時刻表情報、リアルタイム位置情報、貸自転車の借りられる場所や貸出状況などである。またアプリがバスのチケットとなったり、タクシーや自転車シェアなどのサービスを予約したりすることもできる。こうしたサービスに行政が持っている交通渋滞や交通規制に関するデータ、事故発生地点やバリアフリールートなどのデータなどが加わると、さらに利便性が高まり、高度な交通最適化も可能になるだろう。

●政府が取り組む「スーパーシティ」構想

政府の取り組みとしては、「スーパーシティ」構想が注目される。これは内閣府が2018年10月に

打ち出したもので、Googleがカナダのトロントで建設中のスマートシティや、アリババが中国の杭州で取り組んでいる交通渋滞解消によるスマートシティ化など、「AI及びビッグデータを活用し、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動き」を参照し、日本でも国家戦略特区制度などを活用して暮らしやすさやビジネスのしやすさにおいて「世界最先端」の都市を実現するという。具体的なテーマとしては、オンデマンド自動走行やキャッシュレス、遠隔診療、遠隔教育などが挙げられており、2019年には具体的な法整備や都市の選定などが進む見込みだ。

■「情報銀行」スタートへ

個人に関するデータの取り扱いについても、議論が盛んに行われている。特に分野横断的に関心が高いのが、「情報銀行」に関する議論である。

●「自己情報コントロール権」に立脚

情報銀行とは、個人が健康状態や位置情報、購買履歴、学習履歴をはじめとする自分に関するデータをPDS (パーソナル・データ・ストア) などと呼ばれる集積場所 (ネット上のサービス等) に集約し、また必要に応じて情報を外部に開示するなどして、適切な管理と活用をしていくというものである。欧州で施行されたGDPR (一般データ保護規則) や日本の改正個人情報保護法が立脚している「個人に関するデータは自分自身で扱えるべきである」という自己情報コントロール権の考え方に立脚している。情報銀行は、個人情報に財物のように扱い、幅広い個人情報を集約し整理・分析し、活用していこうという取り組みである。情報銀行の審査・認定は総務省との協力の下、IT団体の連合組織である一般社団法人日本IT団体連盟 (IT連) が行う。2019年3月に認定が行われ、事業がスタートする予定となっている。

●総務省の注意喚起と今後の課題

しかし、情報銀行については、企業が個人情報
を入手しビジネスに活用しやすくなるという面に
注目が集まっており、またそのことに対する消費
者としての警戒感に基づく否定的な捉え方が少
なくない。10月19日に総務省が開催した情報銀
行の事業者認定に関する説明会でも、総務省から

「お金につられてデータを提供するのは本末転
倒」という注意が喚起された。

「パーソナルデータをお金に変える」という面
だけを捉えるのではなく、消費者が安心して利用
でき、利便性を感じ、そして社会的にも意義のあ
るサービスのデザインが求められるだろう。

1

2

3

4

5



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2019年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ iwp-info@impress.co.jp